

# 桂川漁業協同組合

## 遊 漁 規 則

<制定遊漁規則>

令 和 年

桂川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、桂川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第8号第五種共同漁業権に関わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、おいかわ、やまめ、いわな、にじます、こい、わかさぎ、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り、置針の漁具、漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第19条の規定による禁止期間を延長しようとするときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに、次表の(ア)欄に掲げる魚種については、(イ)欄に掲げる漁具漁法により、(ウ)欄の区域内で、(エ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

(ア)魚種	(イ)漁具の 漁法	(ウ) 区 域	(エ) 期 間
あゆ	竿釣のうち 友 釣	○基点1号（山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との 交点）と基点2号（基点1号から310度の直線と対岸 との交点）とを結ぶ直線から上流の桂川本流及び支流 の鶴川、葛野川、笹子川	桂川漁業協同組合 が公示する解禁日 の午前4時から 11月末日まで
	竿釣のうち 自 由 釣	○下記を除く全域	9月1日から 11月末日まで
		○上野原市国道20号鶴川橋から上流鏡渡橋までの 鶴川 ○大月市富浜町尾名倉地区オバ沢合流地点の標柱から上 流基点3号（大月市と都留市との境界と桂川右岸との 交点（最下流の地点）から上流750メートルの地点） と基点4号（基点3号から290度の直線と対岸との交 点）とを結ぶ直線までの桂川本流と笹子川及び葛野川	9月16日から 11月末日まで

やまめ いわな	竿釣のうち 餌釣・毛針 ※1 ルアー	全 域 (但し、鶴川、真木川、小俣川の特設釣場を除く)	桂川漁業協同組合 が公示する解禁日 の午前5時から 9月末日まで
にじます	竿釣のうち 餌釣・毛針 ※1 ルアー	同 上	同 上
やまめ いわな	同 上	特 設 釣 場	3月1日から 9月末日まで
にじます	同 上	同 上	1月1日から 12月末日まで
うぐい	竿釣のうち 餌 釣	全 域 (但し、鶴川、真木川、小俣川の特設釣場を除く)	1月1日から 3月末日まで 5月1日から 8月末日まで
	竿釣のうち 餌 釣 毛 針	同 上	9月1日から 12月末日まで
おいかわ	竿釣のうち 餌 釣	同 上	1月1日から 8月末日まで
	竿釣のうち 餌 釣 毛 針	同 上	9月1日から 12月末日まで
こい※2 ふな	竿釣のうち 餌 釣	同 上	1月1日から 12月末日まで
わかさぎ	竿釣りのうち 餌 釣 サビキ釣	同 上	1月1日から 12月末日まで
うなぎ	竿 釣 置 針	同 上	1月1日から 12月末日まで

注 ※1・※2 は漁具の漁法の制限事項

※1 やまめ・いわな・にじます釣りに於いて、鮎の形や色等を模したルアーにアユ釣り用のチラシ針やイカリ針を付けたルアーの使用は禁止とする。

※2 こい釣りに於いて、竿は一人3本以内。



### 3 禁漁区

前項の規定による漁具漁法区域期間にかかわらず、次の表の(ア)欄に掲げる区域内においては、それぞれ(イ)欄の期間中は遊漁をしてはならない。

(ア) 区 域	(イ) 期 間
桂川ホロジリ堰堤 (松留) 上下270メートル	1月1日から 12月31日まで (周年)
桂川駒橋発電所 上下270メートル	1月1日から 12月31日まで (周年)

### 4 前項の定めにかかわらず、

相模川水系鶴川の西野原市西原字阿寺沢7081～1番地先標柱1号と上野原市西原字平野田915番地先標柱2号を結ぶ直線から下流950m、上野原市西原字平野田向7307～1番地先標柱3号と上野原市西原字平野田812～1番地先標柱4号を結ぶ直線まで区間の「鶴川溪流釣場」。相模川水系真木川の相模川大月市大月町真木字川原ザス6682番地先標柱1号と、大月市真木字間明野6464番地先標柱2号を結ぶ直線から下流1000m、大月市大月町真木字佃6286番地先標柱3号と、大月市大月町真木字下大久保6121番地先標柱4号をむすぶ直線までの「真木川溪流釣場」。相模川水系小俣川の相模川大月市七保町奈良子棚本263番地先標柱1号と、大月市七保町奈良子字追出1404番地先標柱2号をむすぶ、直線から下流1000m、大月市七保町奈良子字宝木野703番地先標柱3号と、大月市七保町奈良子字萱沼806番地先標柱4号を結ぶ直線までの区間の「奈良子川溪流釣場」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、別に定める場所において納付するときの遊漁料(次表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(次表中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。

漁 種	期 間	遊 魚 料	
		前 売 り	現 場 売 り
あ ゆ	1日	2,500円	3,500円
	1年	10,000円	10,000円
やまめ、いわな、にじます、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ	1日	1,000円	1,500円
	1年	5,000円	5,000円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

中 学 生 以 下	無 料
肢 体 不 自 由 者	鮎 1 年 5,000円
	鮎以外1年 2,500円
女 性	〃
高 齢 者 ( 8 0 歳 以 上 )	〃

3 第3条第4項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	期 間	特別遊漁料
に じ ま す	1 日	3, 0 2 0 円
やまめ・いわな	1 日	4, 8 6 0 円

4 次表の(ア)欄に掲げる漁場区域内において、(イ)欄の水産動植物を(ウ)欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、(エ)欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂518の1番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

(ア) 漁 場 区 域	(イ) 魚 種	(ウ)漁具・漁法	(エ)遊漁料
第3条第3項に定める特設釣場9を除く。内共第8号に関わる区域	あゆ	竿釣	28, 000円
	やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・うぐい・おいかわ・うなぎ・わかさぎ	竿釣・置針	25, 000円

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(2)の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子等を装着する。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

付則（施行期日）

この規則は令和 年 月 日から施行する

る  
は  
す

遊

た

等

り

に



別表 第4条第1項に定める前売り遊魚料の納付場所

住 所	名 前	備 考
上野原市上野原 3441	ハタ釣具店	
〃 〃 3282	ホソダ釣具店	
大月市富浜町鳥沢 2905	畠山釣具店	

なお、この表に定めるもののほか「桂川漁業協同組合 遊漁承認証販売所」ののぼり旗（黄色地に黒字）の立つ所も納付場所とする。

様式1-(1) 遊漁承認証

表	裏						
No. _____ <u>鮎1日遊漁承認証</u> 年 月 日 _____  遊漁料 2,500 円 (現場売り) 3,500 円 承認期間 当日限り 御 願 い  1 2  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">扱 者</td> <td style="width: 40px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 桂川漁業協同組合 印	扱 者		注 意 事 項  1 2  禁 漁 区 域   <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">監視員氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>河川支部名</td> <td></td> </tr> </table>	監視員氏名		河川支部名	
扱 者							
監視員氏名							
河川支部名							

表	裏						
No. _____ <u>鮎以外1日遊漁承認証</u> 年 月 日 _____  1. 遊漁料 1,000 円 (現場売り) 1,500 円 承認期間 当日限り 2. 漁 期 3. 漁具漁法  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">扱 者</td> <td style="width: 40px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 桂川漁業協同組合 印	扱 者		禁 止 区 域   注 意 事 項   禁 漁 期   <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">監視員氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>河川支部名</td> <td></td> </tr> </table>	監視員氏名		河川支部名	
扱 者							
監視員氏名							
河川支部名							

の立

写 真	¥10,000円	記
	No. _____	1、漁具・漁法
	鮎1年遊漁承認証	2、遊漁区域
	住所	
	遊漁者 氏名	
	年齢	
	発行日 令和 年 月 日	
	桂川漁業協同組合	
		取扱者

写 真	¥5,000円	記
	No. _____	1、漁期
	アユ以外1年遊漁承認証	2、漁具漁法
	発行日 令和 年 月 日	3、遊漁区域
	有効 自1月1日	
	期間 至12月末日	
	桂川漁業協同組合	
	住所	扱者
	氏名	
	年齢	



写 真	¥ 5, 0 0 0 円	記 1、漁具・漁法 2、遊漁区域
	No. _____	
桂	鮎1年遊漁承認証 住所 遊漁者 氏名	
割	年齢 発行日 令和 年 月 日	
引	桂川漁業協同組合	
		取扱者 <input type="text"/>

写 真	¥ 2, 5 0 0 円	記 1、漁期 2、漁具漁法 3、遊漁区域
	No. _____	
桂	アユ以外1年遊漁承認証 発行日 令和 年 月 日	
割	有効 自1月1日 期間 至12月末日	
引	桂川漁業協同組合	
	住所 氏名 年齢	扱者 <input type="text"/>

様式1-(2) 共通遊漁承認証

	氏名	住所		No.	
県下共通遊漁承認証			年度	魚種	写真
才					注 5 4 3 2 1 意 遊 遊 漁 魚 承 事 漁 漁 具 種 認 項 料 区 漁 期 域 法 間
山梨県漁業協同組合連合会 印					

様式2

漁場監視員証

第 号

住 所

氏 名 (年令) 写真

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで有効

桂川漁業協同組合 印

漁場監視員講習会修了証

所属組合名 桂川漁業協同組合

氏 名

生年月日

上記の者は、山梨県漁場監視員講習要領による講習を終了したことを証する。

令和 年 月 日

山梨県知事 印

表

裏

No. \_\_\_\_\_

特設釣場遊漁承認証

年 月 日

遊漁料 円

漁具・漁法

承認期間 当日限り

自・午前 時

遊漁時間

至・午後 時

遊漁区域

扱 者	
--------	--

桂川漁業協同組合 印

注 意 事 項

- 1.
- 2.
- 3.